

# 平成29年の確定申告からマイナンバーの 確認と身元確認が必要になります

平成29年の確定申告から「個人番号(マイナンバー)」の記載が義務化され、マイナンバーカード又は、通知カードと身元(実在)確認書類の組み合わせのいずれかの添付又は提示が必要となります。申告相談会場で申告書の作成を行う際には原本の提示と写しの添付、郵送や税務署に直接提出する際にも、写しの添付が必要です。なお、扶養控除を申告する際にも、被扶養者となる方の個人番号を記載する必要が生じますので、マイナンバーカード又は通知カードなど個人番号が記載された書類の原本提示、及び、写しを添付し被扶養者の個人番号を申告することになります。忘れずにご用意ください。

- ※ 通知カードの代わりに個人番号を記載した住民票の写しを使用することもできます。住民票の写しは役場窓口又は、石川町公民館で発行されますので、事前にご用意願います。
- ※ 申告又は申告相談を代理で行う場合には、代理人の身元確認等が必要となります。
- ※ マイナンバー法の規定により、申告相談会場で個人番号カードや通知カードを、職員がお預かりしたりコピーをしたりすることができませんので、申告者各々でご用意ください。

問い合わせ先：石川町役場 税務課 課税係 電話 0247-26-9118  
須賀川 税務署 電話 0248-75-2194

確定申告における個人番号等の確認について（番号確認と身元確認を行うこととなります）

（A）申告者本人による提出

※通知カード：個人番号が通知されたカードをいうものとする

提出者	申告書提出方法	番号確認	身元（実在）確認
本人	石川町申告相談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号カード（裏面）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号カード（表面）</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>通知カード</li> </ul>	<p>【住所と顔写真を同時に確認（添付）できるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運転免許証</li> <li>運転経歴証明書</li> <li>旅券（パスポート）</li> <li>身体障害者手帳</li> <li>精神障害者保健福祉手帳</li> <li>療育手帳</li> <li>在留カード</li> <li>特別永住者証明書 などのいずれかひとつ</li> </ul>
			<p>【2つ以上の確認（添付）によるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公的医療保険の被保険者証</li> <li>年金手帳</li> <li>児童扶養手当証書</li> <li>特別児童扶養手当証書</li> <li>印鑑登録証明書 など</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>住民票の写し （個人番号が記載されているもの）</li> <li>住民票記載事項証明書 （個人番号が記載されているもの）</li> </ul>	<p>【住所と顔写真を同時に確認（添付）できるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運転免許証</li> <li>運転経歴証明書</li> <li>旅券（パスポート）</li> <li>身体障害者手帳</li> <li>精神障害者保健福祉手帳</li> <li>療育手帳</li> <li>在留カード</li> <li>特別永住者証明書 などのいずれかひとつ</li> </ul> <p>【2つ以上の確認（添付）によるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公的医療保険の被保険者証</li> <li>年金手帳</li> <li>児童扶養手当証書</li> <li>特別児童扶養手当証書</li> <li>印鑑登録証明書 など</li> </ul>

(B) 申告者本人による提出

※通知カード：個人番号が通知されたカードをいうものとする

提出者	申告書提出方法	番号確認	身元（実在）確認
本人	郵送又は直接、 税務署へ	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号カード（裏面）</li> </ul> <p>【写しの提出】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号カード（表面）</li> </ul> <p>【写しの提出】</p>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>通知カード</li> </ul> <p>【写しの提出】</p>	<p>【住所と顔写真を同時に確認できるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運転免許証</li> <li>運転経歴証明書</li> <li>旅券（パスポート）</li> <li>身体障害者手帳</li> <li>精神障害者保健福祉手帳</li> <li>療育手帳</li> <li>在留カード</li> <li>特別永住者証明書 などのいずれかひとつの【写しの提出】</li> </ul>
			<p>【2つ以上の提出によるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公的医療保険の被保険者証</li> <li>年金手帳</li> <li>児童扶養手当証書</li> <li>特別児童扶養手当証書</li> <li>印鑑登録証明書 などの【写しの提出】</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>住民票の写し (個人番号が記載されているもの)</li> </ul> <p>【写しの提出】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民票記載事項証明書 (個人番号が記載されているもの)</li> </ul> <p>【写しの提出】</p>	<p>【住所と顔写真を同時に確認できるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運転免許証</li> <li>運転経歴証明書</li> <li>旅券（パスポート）</li> <li>身体障害者手帳</li> <li>精神障害者保健福祉手帳</li> <li>療育手帳</li> <li>在留カード</li> <li>特別永住者証明書 などのいずれかひとつの【写しの提出】</li> </ul> <p>【2つ以上の提出によるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公的医療保険の被保険者証</li> <li>年金手帳</li> <li>児童扶養手当証書</li> <li>特別児童扶養手当証書</li> <li>印鑑登録証明書 などの【写しの提出】</li> </ul>

代理人による提出  
 (C) 代理人の確認

※通知カード：個人番号が通知されたカードをいうものとする

提出者	申告書提出方法	代理権の確認	代理人の身元（実在）確認	本人（申告者）の個人番号確認
代理人	石川町申告相談会、又は、税務署	(法定代理人) 戸籍謄本その他資格を証明する書類 (任意代理人) 委任状 など  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;">                         ※法定代理人：                          ・戸籍謄本で確認できる場合⇒                          未成年者に対する親権者                          (一般的には親)                          ・資格を証明する書類で確認する場合                          裁判所などが、指定または選任する場合。                          (例：成年被後見人に対する成年後見人)                           ※任意代理人：税理士や会計士など                     </div> (注) 法定代理人が行う所得税準確定申告書の付表の作成では、複数の相続人がそれぞれのマイナンバー（個人番号）を記載する必要があります。準確定申告書等の提出の際には、各相続人の本人確認書類の写しを添付してください。	代理人の ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 などのいずれかひとつ	本人（申告者）の ・個人番号カード ・通知カード ・住民票の写し ・住民票記載事項証明書 以上の書類の写し
			代理人の ・公的医療保険の被保険者証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 ・印鑑登録証明書 などを2つ以上	

問い合わせ先：石川町役場 税務課 課税係 電話 0247-26-9118  
 須賀川 税務署 電話 0248-75-2194